

第10回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年9月26日（金曜日）
午前11時00分より



場所

栃木県足利市寺岡町482番地6
AeroEdge株式会社 本社工場



AeroEdge

AeroEdge株式会社

証券コード 7409

証券コード7409
2025年9月11日
(電子提供措置の開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

栃木県足利市寺岡町482番地 6
A e r o E d g e 株式会社
代表取締役 森 西 淳
社 長

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://aeroedge.co.jp/ir/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「A e r o E d g e」又は「コード」に当社証券コード「7409」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午前11時00分より
2. 場 所 A e r o E d g e 株式会社本社工場 栃木県足利市寺岡町482番地6
3. 目的事項
報告事項 第10期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

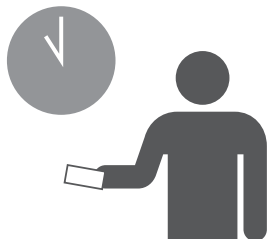
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
- ① 事業報告「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ② 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、本書面に記載している事業報告および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁前に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【株主説明会のご案内】

本株主総会終了後、株主の皆様当社へのご理解をより深めて頂くため、同会場にて株主説明会を開催することを予定しております。株主総会とあわせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

■ 当日ご出席に関するご案内



当日出席される方へ

同封の株主総会出席票を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

2025年 9月26日（金） 午前11時00分

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や、中東での紛争を始めとする地政学リスク、インフレリスクやアメリカの関税政策による影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

航空業界では、旅客需要が新型コロナウイルス感染症発生前の水準を超えるとともに、更に拡大することが見込まれており、エアラインにおいては、機体発注拡大などの動きが見られるとともに、航空機メーカーにおいては、中小型航空機を中心とした受注機数残高が高水準で推移しております。そのため、当社の主力製品であるチタンアルミ製の低圧タービンプレードを搭載したLEAPエンジンを採用する、中小型航空機の仏Airbus社製A320neoファミリー、米Boeing社製737MAXは、高水準の受注機数残高に対応するため、生産体制の増強を目指しております。また、2023年に初の商業飛行を中国国内で実施し、同じくLEAPエンジンを採用する中COMAC社製C919も、受注を拡大させております。

<LEAPエンジンが搭載される航空機の受注機数残高及び引渡機数（単位：機）>

	受注機数残高	引渡機数		
	2025年 6月末	2023年 1月～12月	2024年 1月～12月	2025年 1月～6月
仏Airbus社製 A320neoファミリー	7,251	571	602	232
米Boeing社製 737MAX	5,415	387	260	206
中COMAC社製 C919	950	2	13	4

（出所：一般財団法人 日本航空機開発協会）

そうした中、当社は中長期的な事業拡大が期待できるLEAPエンジン向けチタンアルミブレード市場における安定的な事業基盤を構築するため、仏SAFRAN社と締結しているチタンアルミブレードの供給契約を更新しました。これにより、供給期間は2027年から2034年まで7年間の延長、マーケットシェアは35%から40%に拡大いたしました。

一方で、仏Airbus社においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢を発端としたサプライチェーンの毀損や人手不足の影響の顕在化により、生産拡大にやや遅延が見られております。米Boeing社においては、サプライチェーンの毀損や人手不足の影響に加え、品質問題により生産量が低迷する中、2024年9月に発生したストライキにより一時的な生産停止を余儀なくされました。

そうした環境下ではありましたが、当事業年度の当社の販売したチタンアルミブレードが搭載されるエンジン基数（チタンアルミブレード販売枚数÷LEAPエンジン1基当たりのチタンアルミブレード搭載枚数）は、639基と前事業年度から11.5%増加しました。A320neoファミリー、737MAX、及びC919ともに、受注機数残高は高水準を維持しており、航空業界でのサプライチェーンの毀損や人手不足の解消等が進めば、チタンアルミブレードの販売は更に拡大していくと考えられることから、当社は、引き続き、増産に向けた生産性の向上に取り組んでまいりました。

新規量産案件への取り組みに関しては、2024年6月に竣工した新工場で生産予定の航空機エンジン部品の量産体制構築を推進しました。加えて、新たにグローバル大手航空機関連メーカーと部品供給に関する長期契約を締結し、来期からの販売に向けて量産開発を開始しました。研究開発への取り組みに関しては、材料供給元1社依存からの脱却に向けた新材料の開発について、顧客から一定の評価を獲得できたことから、技術開発に加えて、量産に向けた開発も強化いたしました。一方で、これらの新規量産案件並びに開発案件を実現するために、人財採用、設備投資を含めた先行投資を積極化した結果、各種費用が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,602,276千円（前期比7.5%増）、営業利益655,174千円（前期比7.1%減）となりました。経常利益に関しては、営業外収益として前事業年度に計上した補助金収入や為替差益が減少したことから、565,172千円（前期比33.0%減）となりました。当期純利益は、継続的に利益を計上していることを背景に、繰延税金資産を積み増した結果、法人税等負担が減少し、734,432千円（前期比5.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は1,779,872千円（建設仮勘定を含む。）となりました。主な投資内容は、LEAPエンジン以外の他の航空機エンジン部品の量産に向けた生産設備や検査装置等となります。

(3) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス、並びにLEAPエンジン以外の他の航空機エンジン部品の量産に向けた設備投資等の必要資金として、金融機関からシンジケートローンにより、2,500,000千円の調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

① 原価低減と生産効率の向上による利益及びキャッシュ・フローの創出

新型コロナウイルス禍からの航空機需要回復によるチタンアルミブレードの需要拡大に伴い、当社の売上高は増加するとともに、新型コロナウイルス禍において積極的に取り組んだ工程の自動化、内製化、その他原価低減活動やトヨタ生産方式の実践により、当社の損益分岐点は新型コロナウイルス発生前から大きく低減しました。

一方で、需要の増加、マーケットシェアの拡大に対応しながら、チタンアルミブレード新材料の量産化を実現するためには、大型の設備投資や人員拡充が必要となり、固定費が増加することが想定されます。こうした状況下で利益やキャッシュ・フローを拡大するためには、原価低減や生産効率の向上が不可欠となります。当社は、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上及び生産体制の構築に努め、中長期での利益及びキャッシュ・フローの最大化を推進してまいります。

② 収益の多様化

現在、当社の収益の大半が仏SAFRAN社に対するLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの生産・販売から成り立っております。収益の多様化を図るためにも、チタンアルミブレードの加工で培った技術・経験、並びにAM（Additive Manufacturing、積層造形、いわゆる3Dプリンタ）技術等を活用し、新たな量産案件の獲得に積極的に努めてまいります。

③ 環境問題への取組

当社は、環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントシステムの国際規格「JISQ14001」の認証を取得しております。また、製品の品質保証、顧客満足度や情報セキュリティの向上等を目的に、航空宇宙・防衛産業に特化した品質マネジメントシステムの国際規格「JISQ9100」や、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得しております。

一方で、航空産業においては、機体メーカーやエンジンメーカーが、カーボンニュートラル実現に向けたCO₂削減への取り組みを強化しており、サプライヤー全体でCO₂削減を実現することが求められております。当社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、環境問題に向けた取り組みを加速してまいります。

④ 技術の開発

当社が、加工技術で今後も競争優位を発揮し、収益性を維持するためには、新たな技術を取り入れることが不可欠であります。また、収益の多様化を図るために、新材料やAM等、新たな技術の開発を取り入れていくことも必要であります。当社は、積極的に新たな技術の開発を行い、技術的優位性及び収益の多様化を図ってまいります。

⑤ 人財の採用育成

当社が、新たな技術開発や新たな案件に取り組むためには、優秀な人財の確保と育成が不可欠であります。当社は、新規採用を強化するとともに、育成とフォローアップ体制の整備を充実させることにより人財のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

⑥ 資金調達と財務基盤の安定性の確保

当社が、LEAPエンジン向けチタンアルミブレード需要拡大、新材料の量産、並びに収益の多様化実現に向けた新規案件を拡大するためには、新たな設備投資が不可欠となります。

当社は、収益多様化に向けた新たな設備投資を実行できるように、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務内容の最適化に努めてまいります。また、金利上昇下でも資金調達に支障をきたさぬように、金融機関との連携を密にしております。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社の取引態様に即した内部管理体制の構築など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年6月期 第7期	2023年6月期 第8期	2024年6月期 第9期	2025年6月期 (当期) 第10期
売上高	1,964,694 千円	2,920,991 千円	3,350,387 千円	3,602,276 千円
経常利益	10,764 千円	598,189 千円	842,981 千円	565,172 千円
当期純利益	7,321 千円	673,039 千円	698,736 千円	734,432 千円
1株当たり当期純利益	2.20 円	201.86 円	183.38 円	191.42 円
総資産	5,358,096 千円	5,788,236 千円	7,236,980 千円	8,211,404 千円
純資産	955,006 千円	1,622,077 千円	3,094,081 千円	3,890,227 千円
1株当たり純資産額	285.13 円	485.20 円	807.33 円	1,011.08 円

(注) 当社は、2023年3月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「ゼロからイチを創る ～常識を疑い、組織力で難しい課題に挑戦する～」という経営理念のもと、ものづくり企業として、航空機エンジン部品、並びにその他製品の加工製造・販売を主な事業内容としております。また、創造性と技術力で製造業に新たな価値を提供することを目的とし、Additive Manufacturing（積層造形）等の新たなものづくりに向けての研究開発を推進しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2025年6月30日現在）

本社工場 栃木県足利市

(9) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
132 名	+ 30 名

（注）従業員数は就業人員であります。また、上記の他にパートタイマー及び期間契約の従業員等が39名（年間平均人数）おります。

(10) 主要な借入先（2025年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社足利銀行	1,702,500 千円
株式会社福岡銀行	947,500
株式会社日本政策金融公庫	700,000

（注）上記の額には、シンジケートローン契約による借入金を含みます。また、株式会社三菱UFJ銀行との間でコミットメントライン契約（貸付極度額：800,000千円）を締結しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項（2025年6月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,843,379株

(3) 株主数 1,807名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
菊地歯車株式会社	718,930 株	18.70 %
豊田通商株式会社	460,000	11.96
株式会社日本政策投資銀行	430,000	11.18
森西 淳	412,711	10.73
DMG森精機株式会社	400,000	10.40
野村信託銀行株式会社（投信口）	214,000	5.56
ナイン・ステーツ・4投資事業有限責任組合	135,710	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	97,800	2.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	69,200	1.80
株式会社SBI証券	61,069	1.58

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,735 株	3 名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	435個	1個	4個
保有人数 当社取締役（社外役員除く） 当社監査役	3名 —	— 1名	— 1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式435,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	普通株式1,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	普通株式4,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり9,100円	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり300,000円 （1株当たり300円）	新株予約権1個当たり300,000円 （1株当たり300円）	新株予約権1個当たり1,500,000円 （1株当たり1,500円）
権利行使期間	2017年10月1日 ～2027年9月30日	2019年3月15日 ～2027年3月14日	2022年9月30日 ～2030年9月29日

(注) 当社は、2023年3月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該株式分割を調整して記載しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 西 淳	代表取締役社長 兼 執行役員CEO	
水 田 和 裕	取締役 兼 執行役員COO/CTO	
今 西 貴 士	取締役 兼 執行役員CFO コーポレート本部長	
安 藤 尚	取締役	東京応化工業株式会社社外取締役
岡 村 久 雄	常勤監査役	
谷 津 範 之	監査役	谷津公認会計士事務所代表
長 壁 優 子	監査役	

- (注) 1. 取締役安藤尚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役谷津範之氏及び長壁優子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は安藤尚氏、谷津範之氏、長壁優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役谷津範之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役長壁優子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、取締役会の委任に基づき、報酬委員会による十分な審議の上、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬を決定します。

なお、役員退職慰労金については、内規に基づき、役員報酬に在任年数及び係数を乗じた金額の範囲内で取締役会が決定し、株主総会の決議に基づき支給することとしておりましたが、2024年9月27日の株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打切り支給すること、また支給時期は、各取締役及び各監査役の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することをご承認いただいております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が上述の決定方針との整合性を含めた多角的検討を行った上で、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2024年9月27日の株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の額は、年額50,000千円以内、交付される普通株式の上限として年30,000株以内と決議されております。当該定時株主

総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議いただいております。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、2022年9月28日の取締役会において報酬委員会を設置し、取締役会の委任に基づき、報酬委員会で社外取締役及び社外監査役も含めた委員による十分な審議の上、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定しております。

報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬委員会にて承認された案を取締役会にて審議・決定いたします。報酬委員会は、代表取締役社長 兼 執行役員CEO 1名（森西淳）、社外取締役1名（安藤尚）、社外監査役1名（谷津範之）により構成され、議長は代表取締役社長森西淳が務めております。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役並びに社外監査役が参加することで、役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	108,404 (6,016)	86,344 (6,000)	6,897 (16)	15,161 (―)	4名 (1名)
監査役 (うち、社外監査役)	17,550 (7,518)	17,400 (7,500)	150 (18)	― (―)	3名 (2名)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。なお、2024年10月以降、使用人兼務取締役はおりません。
2. 退職慰労金の金額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、当社は、2024年9月27日の株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給について決議しております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（2025年6月30日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
谷 津 範 之	社外監査役	谷津公認会計士事務所代表	当社との間に記載すべき関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2025年6月30日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
安 藤 尚	社外取締役	東京応化工業株式会社社外取締役	当社との間に記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 安 藤 尚	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。グローバルビジネスや経営者としての深い知見と経験の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 谷 津 範 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。
社外監査役 長 壁 優 子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項目	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、2022年9月28日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に従い「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人（以下、「役職員」という）が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うため、コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ・役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
 - ・コンプライアンス違反行為等について、役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
 - ・内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
 - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、弁護士及び警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応を行う。
 - ・「内部監査規程」を制定し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
 - ・取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理について社内規程に基づき、リスク管理責任者を定める。定期的にリスクマネジメントに関する委員会を開催し、当社のリスクマネジメントに関する体制・重要な課題について審議・報告を行う。

- ・当社は、緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の当該事項に対する体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会は必要に応じて随時開催することにより、機動的な意思決定を行うこととする。
 - ・当社の業務執行に関する方針及び施策は、業務執行を担う取締役及び執行役員により構成され、随時開催される経営会議において決定し、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
 - ・執行役員が経営会議での決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保する。
 - ・毎月組織長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、組織長が事業の進捗状況を報告する。
 - ・取締役会にて業務分掌を定め、職務権限については規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が必要と認めた場合は、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人を配置する。
 - ・当該使用人が職務遂行する際の指揮・命令権者は監査役とする。
 - ・当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等については、監査役の同意を必要とする。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制等
- ・取締役、執行役員及び使用人は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

- ・ 監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度の運用状況を適宜確認するとともに、その状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・ 当社は、監査役へ報告を行った取締役、執行役員及び使用人、内部通報制度を利用した者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利な扱いを行わない。
- g. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
 - ・ 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - ・ 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類をいつでも閲覧することができる。
 - ・ 監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ・ 監査役は、内部監査部門との定期的及び随時の協議を通じて監査実施状況を共有し、監査役監査と内部監査との連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、緊急時の対応体制を明確化するとともに、社会情勢や経済情勢等の変化、ビジネス環境の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクの洗い出しを行い、リスクごとの対応体制の整備を進めております。また、「コンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、社内研修等を通じて全役職員へのコンプライアンス遵守の浸透、啓蒙に努めております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関わる諸問題を討議し、改善活動につなげております。また、必要に応じて社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行える体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、経営の重要な課題の1つであると認識しております。したがって、事業の継続的な拡大と経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績の推移、財務状況、今後の事業投資計画等を総合的に勘案して、配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資と財務体質の強化により、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

そのため、今後の配当政策の基本方針につきましては、事業拡大のための投資と財務体質の強化等を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当に係る決定機関は株主総会となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,013,606	流動負債	940,058
現金及び預金	1,573,893	買掛金	94,255
電子記録債権	1,185	1年内返済予定の長期借入金	210,714
売掛金	406,835	リース債務	176,104
製品	130,451	未払金	373,345
仕掛品	208,539	未払費用	8,316
貯蔵品	177,676	未払法人税等	39,630
前払費用	46,178	前受金	8,533
未収消費税等	448,942	預り金	29,158
その他	19,903	固定負債	3,381,118
固定資産	5,197,797	長期借入金	3,139,286
有形固定資産	4,828,758	リース債務	68,132
建物	1,868,023	退職給付引当金	19,336
機械及び装置	1,959,534	その他	154,363
土地	382,620	負債合計	4,321,176
リース資産	168,487	(純資産の部)	
建設仮勘定	217,696	株主資本	3,883,112
その他	232,396	資本金	495,579
無形固定資産	18,784	資本剰余金	1,281,401
その他	18,784	資本準備金	745,577
投資その他の資産	350,253	その他資本剰余金	535,824
繰延税金資産	330,687	利益剰余金	2,106,208
その他	19,566	その他利益剰余金	2,106,208
		繰越利益剰余金	2,106,208
		自己株式	△77
		評価・換算差額等	2,820
		繰延ヘッジ損益	2,820
		新株予約権	4,295
		純資産合計	3,890,227
資産合計	8,211,404	負債・純資産合計	8,211,404

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,602,276
売上原価		
製品期首棚卸高	54,659	
当期製品製造原価	1,991,527	
合計	2,046,186	
製品期末棚卸高	130,451	1,915,736
売上総利益		1,686,540
販売費及び一般管理費		1,031,365
営業利益		655,174
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,553	
補助金収入	19,650	
その他	1,612	22,815
営業外費用		
支払利息	50,325	
為替差損	34,718	
シンジケートローン手数料	22,070	
その他	5,704	112,818
経常利益		565,172
特別損失		
固定資産売却損	1,046	1,046
税引前当期純利益		564,125
法人税、住民税及び事業税	91,948	
法人税等調整額	△262,256	△170,307
当期純利益		734,432

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	482,443	732,440	535,824	1,268,265
事業年度中の変動額				
新株の発行	13,136	13,136		13,136
当期純利益				—
圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				—
事業年度中の変動額合計	13,136	13,136	—	13,136
当期末残高	495,579	745,577	535,824	1,281,401

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	664	1,371,110	1,371,775	—	3,122,484
事業年度中の変動額					
新株の発行			—		26,272
当期純利益		734,432	734,432		734,432
圧縮積立金の取崩	△664	664	—		—
自己株式の取得			—	△77	△77
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			—		—
事業年度中の変動額合計	△664	735,097	734,432	△77	760,627
当期末残高	—	2,106,208	2,106,208	△77	3,883,112

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△32,725	△32,725	4,322	3,094,081
事業年度中の変動額				
新株の発行		—		26,272
当期純利益		—		734,432
圧縮積立金の取崩		—		—
自己株式の取得		—		△77
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	35,545	35,545	△27	35,518
事業年度中の変動額合計	35,545	35,545	△27	796,146
当期末残高	2,820	2,820	4,295	3,890,227

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブの評価基準 …………… 時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 機械及び装置、工具、器具及び備品

チタンアルミブレード加工に用いられるものについては定率法、他の事業に用されるものについては定額法を採用しております。

b. 建物、その他

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3 ～ 38年

機械及び装置 2 ～ 17年

工具、器具及び備品 3 ～ 15年

その他 4 ～ 45年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (2) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金に関する規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2024年9月の株主総会の役員退職慰労金制度廃止の決議に基づき、2024年10月の取締役会において役員退職慰労金を確定し打切り支給することを決議しました。これに伴い役員退職慰労引当金を固定負債の「その他」に振り替えております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、加工事業を主な事業内容としており、これらの加工製品の販売については、加工製品の顧客への引渡時点、もしくは顧客による検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は加工製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

7. その他計算書類作成のための基礎となる事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、対象となる取締役及び執行役員は、当該制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けております。当該株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役及び執行役員がその地位を喪失する日までとしております。

これに係る会計処理については、支給した金銭報酬債権を前払費用として計上するとともに、当該金銭報酬債権の現物出資財産としての払い込みにより資本金及び資本準備金を計上しております。また、当該前払費用は付与された金銭報酬債権に対応する見込勤務期間にわたり費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	330,687千円
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	331,924千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、売上高の基礎となるLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの顧客の生産計画等に基づく販売予測数量であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	957,535千円
土	地	343,460千円
計		1,300,995千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	200,000千円
長期借入金	2,150,000千円
計	2,350,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,618,891千円
※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 国庫補助金等の受入れにより、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

(1) 有形固定資産

建	物	32,369千円
機 械 及 び 装 置		848,161千円
そ の 他		12,626千円

(2) 無形固定資産

そ の 他	20,503千円
-------	----------

4. 関係会社に対する金銭債権債務
該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

1. 一般管理費に含まれる研究開発費の額 200,154千円

2. 関係会社との取引高
該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,843,379株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 36株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 578,000株（うち、権利行使期間未到来分 一株）

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生主な要因は、繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産については、評価性引当金控除後の金額を計上しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、設備投資計画等に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社が定めた規程に基づき、信用状態の変化、売掛金回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

営業債務である買掛金は、仕入先・外注委託先に対する債務であり、未払金・未払費用は一般経費や設備購入に係る債務であり、ほとんど短期間で支払われております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的としたものです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針 6. ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金及びファイナンス・リース取引については、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、リスク管理をしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、外貨建の営業債権について、外国為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約やオプション取引等のデリバティブ取引を利用して、市場リスクを分散しております。また、当該取引を行うにあたっては、社内規程に基づいたリスク管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち96%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (*3)	3,350,000	3,379,991	29,991
(2) リース債務	244,236	248,116	3,880
負債計	3,594,236	3,628,107	33,871
デリバティブ取引 (*2)	4,422	4,422	—

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,573,344	—	—	—
電子記録債権	1,185	—	—	—
売掛金	406,835	—	—	—
合計	1,981,366	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	210,714	242,857	242,857	242,857	742,857	1,667,857
リース債務	176,104	37,422	22,996	7,712	—	—
合計	386,819	280,280	265,853	250,569	742,857	1,667,857

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4,422	—	4,422
資産計	—	4,422	—	4,422

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,379,991	—	3,379,991
リース債務	—	248,116	—	248,116
負債計	—	3,628,107	—	3,628,107

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社	DMG森精機セールスアンドサービス株式会社（DMG森精機株式会社の子会社）	—	設備の購入、修理及び保守	設備購入	462,400	未払金	1,054
				設備の修理・保守	5,366	—	—
			消耗品の購入	消耗品の購入	2,022	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場の実勢価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、加工事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益は加工製品の販売がその大部分を占めることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係、並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	531,591千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	408,021千円
契約負債（期首残高）	5,590千円
契約負債（期末残高）	8,533千円

契約負債は、主に顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。当社が契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。当事業年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額は5,590千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,011円08銭
1 株当たり当期純利益	191円42銭

重要な後発事象に関する注記

(重要な契約)

当社は、2025年8月14日の取締役会において、下記の通り、仏Safran Aircraft Engines社（以下、SAFRAN社）と、LEAPエンジン向けチタンアルミ製低圧タービンブレード（以下、チタンアルミブレード）の材料であるチタンアルミ合金（以下、新材料）の供給並びにマーケットシェアの拡大に関する契約を締結することについて決議いたしました。

1. 相手先の名称

Safran Aircraft Engines

2. 相手先の所在地

2, boulevard du Général Martial Valin, 75015 PARIS, FRANCE

3. 契約内容

LEAPエンジン向けチタンアルミ製低圧タービブレードの販売契約（新材料及び加工）

4. 契約の目的及び理由

当社は、現在、仏SAFRAN社から無償支給されたチタンアルミブレードの材料であるチタンアルミ合金を、チタンアルミブレードに加工し、仏SAFRAN社に販売しております。一方、当該材料は航空機需要が拡大する中で、欧州企業１社のみに生産を依存していることから、供給リスクを抱えておりました。このような状況を踏まえ、当社では当該リスクへの対応策として、材料供給から加工までを担う垂直統合体制の構築と、収益拡大を目指し、数年にわたり新材料の開発に取り組んでまいりました。その結果、新材料の量産化への目途が立ち、この度、仏SAFRAN社と新材料の供給、並びにマーケットシェア（LEAPエンジンの生産に必要なチタンアルミブレードの供給シェア）の拡大に関する契約を締結することとなったものであります。

5. 主な契約の内容

当社が仏SAFRAN社と締結している、チタンアルミブレードの加工に関する現契約を、新材料供給を含めた契約内容に更新いたします。現契約からの主な変更点は下記の通りとなります。

	現契約	本契約（更新内容）
契約内容	LEAPエンジン向けチタンアルミ製低圧タービンプレードの販売契約（加工）	LEAPエンジン向けチタンアルミ製低圧タービンプレードの販売契約（新材料及び加工）
契約締結日	2013年11月27日（2021年7月9日、2024年10月3日に一部改定）	2025年9月予定
契約期間	2013年6月1日～2034年12月31日	同左
マーケットシェア	40%	・2027年12月まで：40% ・2028年1月から：40%台後半 但し、2030年12月までは新材料供給キャパシティを考慮し上限数量を設定
新材料供給時期	－	・2026年7月からマーケットシェアの一部を供給 ・2028年1月からマーケットシェアの全部を供給
販売価格	・取引通貨は米ドル建て ・加工に相当する部分が対象 ・契約期間に渡って明示（販売年度、販売量に応じて変動） ・但し、一定の為替レートレンジを超えた場合には変動	・取引通貨は米ドル建て ・加工及び新材料に相当する部分を一体として価格設定 ・原則として契約期間に渡って同額 ・但し、一定の為替レートレンジを超えた場合には変動。また、新材料に関する原料コストが一定以上増減した場合は販売価格に反映

6. 契約の締結が営業活動へ及ぼす重要な事項

チタンアルミブレードに関する販売価格は、現在は加工に対する付加価値のみを考慮して設定されていますが、新材料供給後は、新材料及び加工の付加価値を考慮し、両者一体として設定されます。なお、マーケットシェアの拡大による販売数量の増加に加え、新材料採用による加工コストの削減を考慮して、加工部分に相当する販売価格は低減しますが、新材料に相当する販売価格が増加することにより、全体としての販売価格は増加いたします。

今後、新材料の量産に必要な工場や鑄造設備等に加えて、マーケットシェア拡大、及び今後の航空機需要の拡大に対応するための加工設備の投資を進める予定です。これにより、減価償却費や人財確保等による固定費の増加が見込まれますが、新材料に対する売上、並びにマーケットシェアの拡大による販売数量の増加により、全体としての利益の拡大を目指してまいります。

当社は、チタンアルミブレード並びに仏SAFRAN社への販売依存度が高いことを事業上の重要リスクとして認識しております。本契約により、これらの販売依存度がより高くなることが想定されますが、加工のみでなく、新材料を供給することにより、チタンアルミブレードのサプライヤーとしての当社の優位性が一層高まり、将来の他社の参入リスクを防ぐことが可能と考えております。

7. 日程

(1)	取締役会決議日	2025年8月14日
(2)	契約締結日	2025年9月（予定）
(3)	新材料供給開始日	2026年7月（予定）

(重要な設備投資)

当社は、2025年8月27日の取締役会において、下記の通り、LEAPエンジン用チタンアルミブレードの新材料量産、並びにマーケットシェア拡大に向けて、設備投資を実施することを決議いたしました。

1. 設備投資の理由

当社は、商業用航空機として世界で最も受注残がある仏Airbus社製A320neoファミリー及び米Boeing社製737MAXシリーズ用の航空機エンジン「LEAP」に搭載されるチタンアルミブレードを量産加工し、仏SAFRAN社に販売しております。

当社は、現在、仏SAFRAN社から無償支給されたチタンアルミブレードの材料であるチタンアルミ合金を、チタンアルミブレードに加工し、仏SAFRAN社に納入しております。一方、当該材料は航空機需要が拡大する中で、欧州企業1社のみに生産を依存していることから、供給リスクを抱えておりました。この

ような状況を踏まえ、当社では当該リスクへの対応策として、材料供給から加工までを担う垂直統合体制の構築と、収益拡大を目指し、数年にわたり新材料の開発に取り組んでまいりました。その結果、新材料の量産化への目途が立ち、2025年8月14日付「LEAPエンジン向けチタンアルミブレード用新材料の供給並びにマーケットシェア拡大のお知らせ」にて開示した通り、仏SAFRAN社と、新材料の供給、並びにマーケットシェア（LEAPエンジンの生産に必要なチタンアルミブレードの供給シェア）の拡大に関する契約締結を決議いたしました。

それに伴い、新材料供給に向けた量産体制を整えるとともに、マーケットシェア拡大に向けて、加工能力の増強を図るため、設備投資を行うことを決定いたしました。

2. 設備投資の概要

(1) 新材料用設備投資

栃木県足利市で新たに取得した土地に、量産工場やラボ(※1)建屋を建設し、各種設備等を導入予定です。

① 設備概要	土地、鋳造工場建屋、鋳造ラボ建屋、鋳造設備、鋳造ラボ検査装置等
② 生産品目	LEAPエンジン用チタンアルミブレード（新材料）
③ 場所	栃木県足利市奥戸町1215
④ 面積	7,640㎡（土地面積）
⑤ 投資予定額	2,575百万円
⑥ 投資開始時期	2025年8月
⑦ 投資完了時期（予定）	2027年4月予定
⑧ 取得資金	自己資金及び借入金（※2）

(2) 加工用設備投資

本社工場内に各種加工設備、検査装置等を追加導入する予定です。

① 設備概要	加工設備（マシニングセンター、研削盤等）、検査装置（非破壊検査用装置、三次元測定機等）等
② 生産品目	LEAPエンジン用チタンアルミブレード（加工）
③ 場所	栃木県足利市寺岡町482-6（本社工場内）
④ 投資予定額	2,446百万円
⑤ 投資開始時期	2025年8月
⑥ 投資完了時期（予定）	2027年6月予定
⑦ 取得資金	自己資金及び借入金（※2）

- ※ 1 生産した新材料(鋳造品)の検査・分析を行ない品質保証する試験施設となります。
- ※ 2 設備投資額の一部は、2024年7月19日付「経済産業省による「航空機用鋳造品（チタン合金（チタンアルミ）」供給確保計画の認定及び助成額に関するお知らせ」にて開示した、経済安全保障促進法に基づく特定重要物資として助成金の対象となる予定です。

(3)業績に与える影響

本件が2026年6月期の業績に与える影響につきましては、2025年8月14日に発表いたしました業績予想に織り込んでおります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月27日

A e r o E d g e 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A e r o E d g e 株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月27日

A e r o E d g e株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 村 久 雄 ㊞

監 査 役 谷 津 範 之 ㊞

監 査 役 長 壁 優 子 ㊞

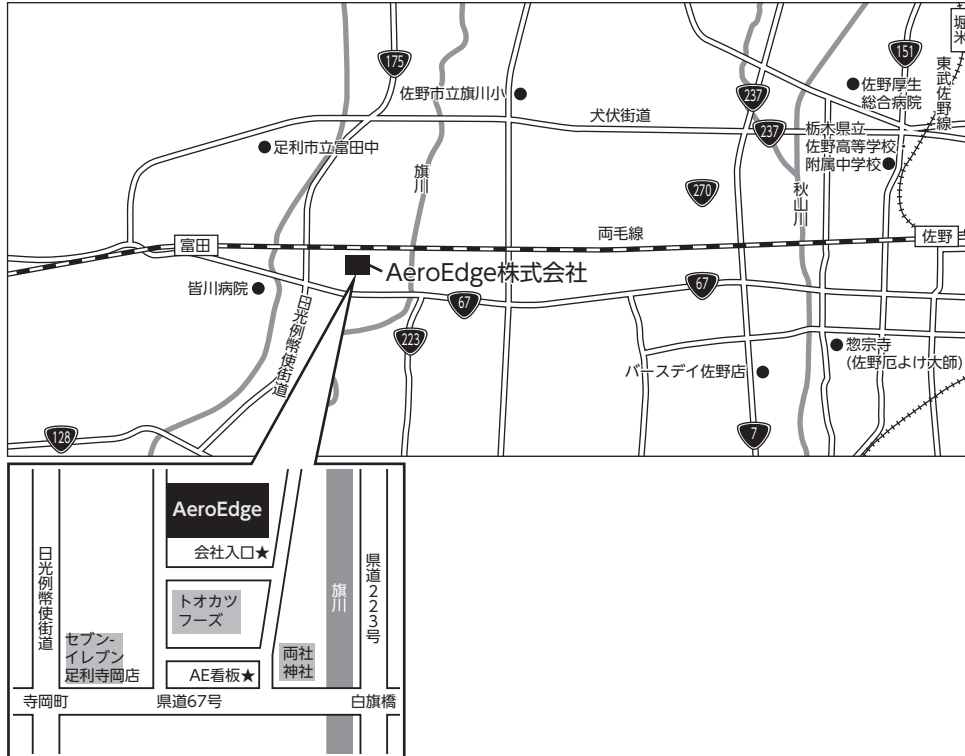
(注)監査役 谷津範之及び監査役 長壁優子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 AeroEdge株式会社本社工場

住 所 栃木県足利市寺岡町482番地6



交通のご案内

＜東京方面から電車でお越しの場合＞

- ・ 東武「北千住駅」 ⇒ 東武「館林駅」よりタクシーで約15分
- ・ JR「東京駅」(東北新幹線) ⇒ JR「小山駅」乗換 ⇒ JR「富田駅」より徒歩で約18分
※富田駅にはタクシーは常駐しておりません

＜東京方面からお車でお越しの場合＞

- ・ 東北自動車道「佐野藤岡インター」より足利方面へ車で約15分
白旗橋交差点から旗川を超え、右手に両社神社と当社広告看板がある道を右折